

処理工場認定事業者の具体的な活動

1. 処理済容器・バルクの管理

認定事業者には、当工業会で定めたマニフェストに基づき処理を実施した容器・バルクの管理の実施及びマニフェストの保管をしていただきます。

2. 処理本数の提出

容器・バルク貯槽の処理本数を定期的にご報告をお願いしています。認定事業者からの提出を踏まえて、関係者等の参考に資するよう月ごとの処理状況をホームページ上に提供しています。

3. 容器処理委員会

(1) 委員構成

認定事業者には、当工業会の賛助会員になっていただくとともに容器処理委員会の委員を派遣していただき、容器処理委員会の活動に協力していただいています。

(2) 活動予算

容器処理委員会の活動は、一般社団法人日本溶接容器工業会からの支援及び会員企業による一部負担で行っています。予算の執行については、容器処理委員会で報告を行っています。

(3) 事務局

容器処理委員会の事務局は、一般社団法人日本溶接容器工業会事務局が行っています。

(4) 主な活動

① 容器処理委員会

5月頃に容器処理委員会を開催し、容器・バルク貯槽の処理状況、容器処理に係る課題・政策の動向について意見交換を行っています。また、事務局から関連する政策等に関する説明も行っています。

② 秋の研修会

毎年10月前後に関連する施設等の視察を含めた研修会を開催しています。